

## 箱根町シンボルマーク使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、箱根町シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用要件)

第2条 シンボルマークは、箱根の自然、風土、環境を土台として、若々しさ、新鮮さをイメージし、また、更なる発展を目指す「箱根」を象徴するものであることから、住民の連帯意識や観光地としての箱根のイメージを高めるためにふさわしい場合に使用できるものとする。

(使用手続)

第3条 シンボルマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、箱根町シンボルマーク使用申請書（第1号様式）に必要事項を記入のうえ町長に申請し、許可を受けなければならない。

(使用許可)

第4条 町長は、前条の規定により申請を受け、内容を審査のうえ適当と認める場合は、箱根町シンボルマーク使用許可書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(使用許可の取消し)

第5条 町長は、前条の規定により許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(1) 使用許可条件に違反したとき。

(2) 使用の申請に虚偽又は不正があったとき。

(使用料)

第6条 シンボルマークの使用料は無料とする。

(協力金)

第7条 申請者は、シンボルマークを使用した製品（以下「製品」という。）を販売する場合、別に定める基準により協力金を町に納めるものとする。

2 町長は、納められた協力金を寄付金として受け入れ、自然環境や歴史的文化的遺産の保全を図るために活用するものとする。

(損失補償等の責任)

第8条 町長は、当該物品等にかかる損失の補償等一切の責任を負わない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 1 月 22 日から施行する。
- 2 箱根町シンボルマーク使用要綱（昭和 61 年 10 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 4 日から施行する。